

令和8年度

# 学校いじめ防止基本方針

鈴鹿市立井田川小学校

# 〇はじめに

## 「学校いじめ防止基本方針の策定にあたって」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、「どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識するとともに「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底することが大切であるとともに、児童の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが求められます。

また、いじめを生まないためには、社会全体で児童一人一人が、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要です。

そのため、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身に付けることが必要です。

また、保護者をはじめとする大人も、いじめの問題に敏感になり、家庭や地域でいじめや差別のない社会づくりに寄与することが求められます。

いじめの問題には、学校、家庭、地域が一体となって児童を見守りながら、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起こった場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

本校では、鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づき、「いじめの防止」等、いじめのない学校づくりを推進していくために、今まで学校が取り組んできたことや今後大切にしていこう取り組みについてまとめるとともに、いじめの問題を早期発見し早期対応するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

# 第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

## 1 いじめの定義について

(いじめ防止対策推進法第2条)

児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

## 2 具体的な「いじめ」の態様について

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## 3 いじめの未然防止について

いじめは、どの児童にも起こり得る問題であることから、未然防止対策が、とりわけ重要です。

そこで、学校の教育活動全体を通じて人権教育の計画的な指導を行い、日常にお互いの個性や文化・風習など、様々な違いを認め合い、いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚を持った児童の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団づくりに取り組みます。

学級活動などにおいては、いじめの問題について取り上げ、教職員の適切な指導助言を通じて、児童がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に取る取組の充実に努め、その場合には、児童の発達段階に応じた主体的な取組を系統的に行います。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、表面的な指導や対応にとどまることなく、その改善やストレスに適切に対処できる力を育むとともに全ての児童の自己肯定感、自己有用感、充実感を高め、社会性を育むことのできるよう学校教育活動の充実に努めます。

さらに教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。その他にも、学校として特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとと

もに必要な応じて、保護者や周囲の児童に対してその特性の理解を促す取組を行います。いじめは、児童だけの問題ではなく、社会が抱える様々な問題や大人の姿勢、家庭におけるしつけなども影響していることにも目を向け、いじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域、関係機関などと連携した地域ぐるみの取組が推進させるよう、普及啓発に取り組みます。

#### 4 いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめの問題に迅速に対処し、早期に解決する上で重要です。特に、小学校高学年の時期から中学校2年生の時期は、身体的な成長が著しい反面、自我の確立や多感な思春期でもあり精神的に不安定になりがちで、ストレスや欲求不満が、いじめにつながる場合もあります。

また、いじめの問題が発生する兆候として、集団の規範意識の低下がみられる場合もあり、教職員は、授業規律の確立を行っていきます。

さらに、いじめは大人の目に付きにくい時間、場所、手段で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。そこで、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知します。中には、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあることから、からかいや悪口、仲間はずれや無視等といったことも見過ごすことなく対応していきます。

いじめの早期発見のためには、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童と向き合うことにより、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、相談窓口の周知など、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。

アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童によっては多大な勇気を要するものであり、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。この際、虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても、情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応します。

さらに、教職員相互で児童の様子などについて情報共有を図ることができる風通しの良い教育環境を整えるとともに、学校だけで問題等を抱え込まず、地域、家庭と連携して児童を見守っていきます。いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート調査をします。さらに、教職員相互で児童の様子などについて情報共有を図ることができる風通しの良い教育環境を整えるとともに、学校だけで問題等を抱え

込まず家庭と連携して児童を見守っていきます。

## 5 いじめへの早期対処について

いじめであることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨みます。

特に、いじめられる児童に対しては、スクールカウンセラーなどの協力を得て心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行います。

また、児童が、いじめをとめたり、いじめを知らせたりといったいじめの問題への主体的な態度や行動については、正當に評価し、正しい行動や正義が貫かれる学校風土づくりに生かしていきます。

一方、事実関係の究明には、いじめたとされる児童だけでなく、友人関係等からの情報収集も実施し、事実関係を正確かつ迅速に把握するように努めます。いじめへの早期対処及び迅速な解決には、学級担任等の特定の教員が問題を抱え込むことなく、児童の目線に立ち、学校全体で組織的に対応します。

学校は、いじめの事実関係が判明した場合には、家庭や市教育委員会等への連絡・相談を迅速に行います。

## 6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも3か月）継続している。
- ② いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことが面談等により確認されている。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校は、いじめが解消に至るまでいじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します

## 7 いじめの再発防止について

いじめの問題は、いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくありません。

教職員は、いじめが発覚した際の指導により解決したと即断することなく、いじめられた児童やいじめを行った児童のその後の学校生活の様子等について、周りの児童の協力も得ながら継続して十分な注意を払うとともに、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。

また、学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりについて見直す等、児童の実態に応じた必要な指導や取組の改善を行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。

## 8 インターネットや携帯電話等の利用

情報化社会の発展に伴い、児童にインターネットや携帯電話等が普及するとともに新たなコミュニケーション手段として、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したネット上のいじめへの対応が求められています。ネット上のいじめは潜在化し、目に見えないところで拡散する危険性が高いとともに、発見しても容易に削除することができないといった困難さがあります。そのため、児童には、インターネットや携帯電話等の正しく安全な利用方法等を学ぶ情報モラル教育を推進します。

また、インターネットや携帯電話等の所持や利用に際してのルールづくりといったことは、家庭での教育を中心とし、学校、家庭が共通理解を図りながら取り組んでいきます。さらに、ネット上の不適切なサイトや書き込み等の早期発見及び対処については、児童や保護者等との連携協力を図るとともに、市や市教育委員会の取組も活用しながら対策を講じていきます。

## 9 児童に育みたい力

全ての児童に、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを見逃さず、許さない力を培う必要があると考え、お互いを認め自他の命を尊重する心や互いの個性及び人権を尊重する心を育むなど、共に支え合う力を培うとともに、いじめの問題に毅然と向き合い、いじめをやめさせる態度やいじめを他の人に伝える態度など、いじめの問題の解決に向けて主体的に行動できる力を育てていきます。

特に、小学校低学年は、集団を形成しようとする時期でもあります。そこで、友だちとの集団遊びや体験活動の中での些細なトラブルや言葉が、いじめの芽にもつながることに留意し、友だちを傷つけないことなど、よりよい人間関係を形成する力や友だちを思いやる心を育むとともに、社会生活上のきまりが確実に身につけられるよう繰り返し指導していきます。

一方、小学校高学年以降は、特定の友人と親密なかかわりを持つようになるとともに集団内の親密性や集団外への排他性が高まる時期でもあります。そこで、この時期の児童には、自己確立や自立した個人の育成はもちろん、相手の身になって人の心を思いやる共感能力やコミュニケーション力、社会人としての社会規範や他人の人権及び自他の命を大切にできる力などを育てていきます。

また、携帯電話等の所持が広がる時期でもあることから、携帯電話等による潜在化したいじめの問題にも留意し、携帯電話等の情報機器の利用モラルやマナーなどを身に付けさせていきます。

## 10 家庭の役割について

保護者は、児童の教育について第一義的責任を有しています。そのため、必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることとされています。

また、いじめの問題は、家庭でのしつけ等、家庭教育の在り方が大きく関係すると言われてしています。そこで、保護者には、いじめは絶対に許される行為ではないこと等、いじめの問題の基本的な考え方等について、我が子に責任をもって教えるよう促します。また、子どもに十分な愛情を注ぎ、家庭が、居場所のある暖かな環境となるよう努め、家族の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合い、家族団らんの時間を確保していただくよう働きかけます。

一方、いじめが保護者によって発見されることが多い反面、子どもの成長に伴い、保護者には知られたくないといった子どもの心理も生まれてきます。そのため、保護者は、家庭での子どもの日常生活に関心を持ち、いじめのサインを見逃さないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気作りに努めていただくことを働きかけます。さらには、携帯電話等によるいじめの実態や、子どもの携帯電話等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルール作り等と呼びかけます。

## 11 学校・家庭・地域との連携について

児童を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、児童等の課題も多岐に及ぶとともに深刻化・複雑化しており、児童が健やかに成長し、社会で必要とされる人権感覚を身に付けていくためには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、これまで以上に重要となっています。

そこで、学校は、いじめの問題への基本的な方針や指導計画等を学校だよりなどで公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともにいじめの問題の重要性について、児童、教職員、保護者、地域住民に醸成を図ります。

さらに、いじめの問題が発生した際の初期対応や再発防止の過程では、家庭訪問などを通じて、保護者との緊密な連携を図ることが必要で、学校のみでいじめを解決することに固執せず、保護者と一致協力して解決に当たります。

また、保護者や地域住民は、いじめを敏感に察知し、いじめを受けていると思われる様子を認めた時は、迅速に学校等に連絡する等の対応を心がけます。特に、学校運営協議会においていじめの問題を取り上げ、学校、家庭、地域が相互に連携協力した対策を推進します。

さらに、保護者や地域住民とは、学校行事や地域行事等を通じて積極的に交流を深めるとともに学校支援ボランティアへの参加を促進し、地域の子どもの交流を深め、地域全体で児童を見守り、悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組めます。

## 1 2 幼稚園・保育所等や放課後等の活動団体との連携について

いじめは、学校内だけの問題ではなく、学童クラブ、スポーツ少年団活動等、児童が学校の教育課程外で参加する様々な活動場面で起こり得る問題です。

このような教育課程外での活動であっても児童の人間関係等は、学校生活と密接に関係しているとの認識を持ち連携した対応を行います。

## 1 3 関係機関との連携について

いじめの問題への対応では、いじめの行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく早期に教育支援課、警察、児童相談所等の関係機関に相談し、連携した対応を講じます。

特に犯罪行為として取り扱われるべきと認めらえる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、直ちに教育支援課に連絡し、警察にも相談・通報するなど、十分な連携を図ります。

また、市教育委員会、白鳥中校区の学校等の関係機関との間では、平素から情報共有を行います。

## 1 4 教職員の資質向上と大人の意識の向上

いじめの問題の背景には、教職員や保護者など、児童を取り巻く大人の言動が影響していることも少なくありません。

特に、学校生活において教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分に留意し、教育活動に取り組みます。

そのため、定期的に教職員間での情報共有や研修会を実施し、教職員の資質向上を図ります。

## 1 5 日常の点検と評価

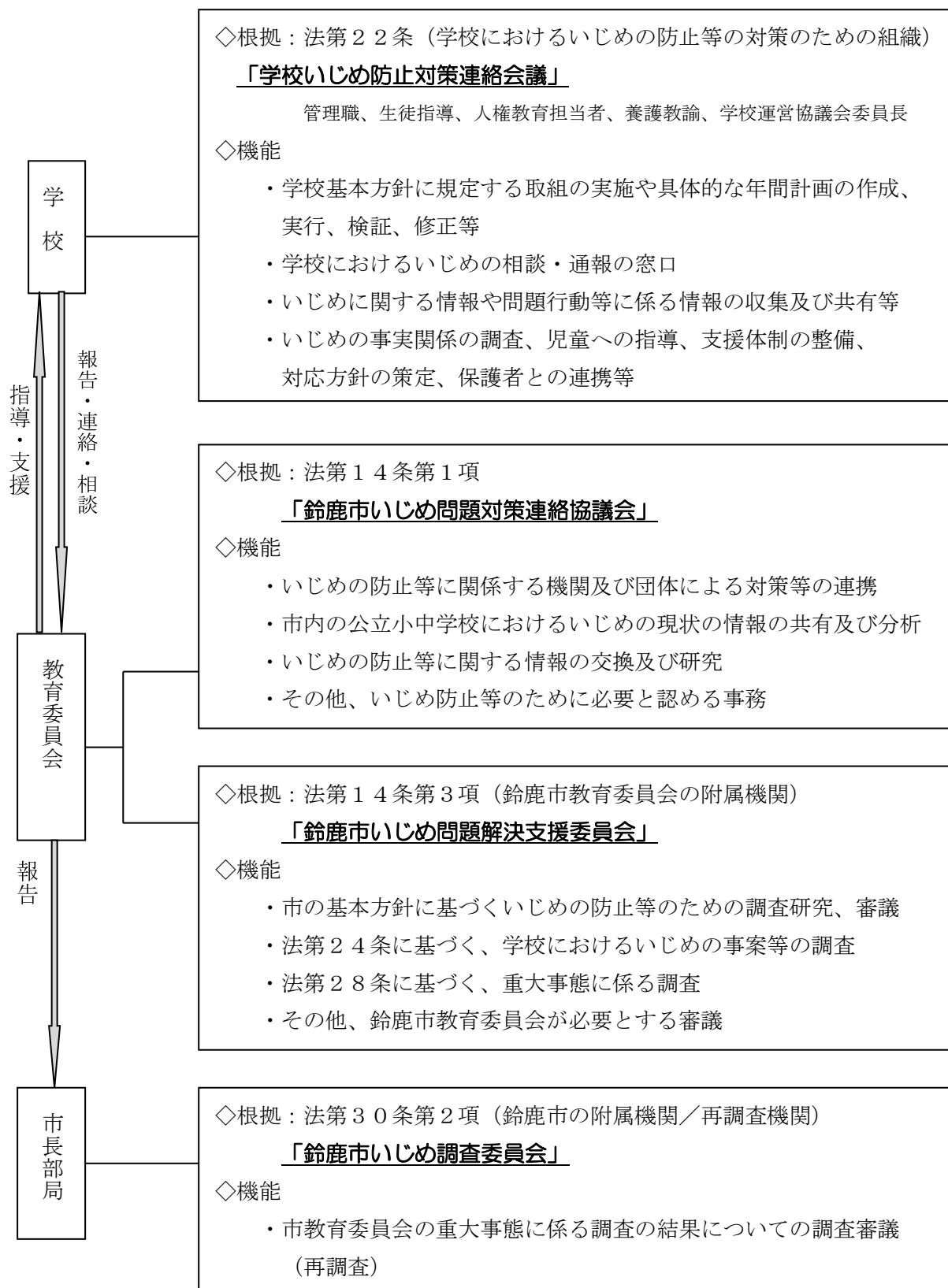
学校におけるいじめの問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、様々な観点から各学校の実態に応じて、教育活動全体に係る日常の点検・評価を行うことが必要です。

そのため、学校は自己評価や学校運営協議会による学校関係者評価を適切に行い、児童や保護者、地域住民等の意見や評価も取り入れながら、学習指導や生徒指導等の在り方の工夫改善にPDCAサイクルを生かして取り組みます。

## 第2章 鈴鹿市のいじめ防止等のための組織等

### 1 法に基づいた鈴鹿市のいじめ防止等のための組織

#### 組織体系



## 2 鈴鹿市青少年対策推進本部による対策

鈴鹿市では、平成17年5月に行政や関係機関が、横断的・総合的に連携して健全育成対策を推進する鈴鹿市青少年対策推進本部を設置しています。

そこで、いじめの問題への対策等について、鈴鹿市青少年対策推進本部にも取組状況等について報告し、横断的・総合的な機能を生かした対策を推進します。

## 3 鈴鹿市のいじめ相談窓口

いじめの相談窓口について、児童や保護者等に周知し、相談されたいじめの問題については、学校と迅速で緊密な連携が図られる組織体制を整えます。

○鈴鹿市のいじめの相談窓口

- |               |         |                             |
|---------------|---------|-----------------------------|
| ・いじめSOSテレホン   | 電話      | 059-382-9250                |
| ・いじめSOSメール    | e-mail: | ijime-sos@city.suzuka.lg.jp |
| ・子ども家庭支援課相談電話 | 電話      | 059-382-9140                |
| ・子ども人権相談      | 電話      | 059-384-7422                |

## 第3章 いじめ防止等のための方策

### 1 いじめの未然防止に向けて（学校での取組等）

(1) 学校経営における位置づけ

- ① 特別の教科 道徳をはじめとしたすべての教育活動を通じて児童の社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心や、仲間とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力などを育み、生きる力を培う学校教育活動の充実を図ります。
- ② 全ての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに学級活動や学習活動での居場所づくりに心がけます。
- ③ 特別活動を通じて、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指します。
- ④ 教職員相互が児童の様子について、気軽に情報交換を行うことができる組織的な生徒指導体制の構築を図るとともに幼稚園・保育所園と小学校、小学校と中学校との連携を図り、途切れのない子どもの支援に努めます。
- ⑤ 学校支援ボランティアの活用を促進し、地域の協力を得た体験学習などを通じて、児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進します。

(2) 教職員等を対象とした取組

- ① 担任等、教職員のいじめの問題への認識や自覚を深め、人権感覚を高めるため、いじめの問題への資質向上につながる校内研修を位置付けます。
- ② 日頃から、児童と積極的に向き合い、定期的なアンケート調査に加え児童が示す変化や危険信号を見逃さず、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組みます。

### (3) 児童を対象とした取組

- ① 人権フォーラムなど、人権について学んだり、話し合ったりする場を設定し、いじめを集団の課題としてとらえる取組を推進します。
- ② 児童が、ともに支え合う集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくります。また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- ③ 児童を中心としたいじめ根絶運動を展開するなど、児童が主体的な担い手となる取組を推進します。
- ④ 児童のインターネット上のいじめの防止については、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進します。

## 2 いじめの早期発見及びいじめへの対処に向けて（学校での取組等）

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する必要があります。

### (1) 日常的な取組

- ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等から児童の問題行動を見逃さないようにします。
- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた仲間づくりを大切にした学級経営をします。
- ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行います。

### (2) いじめ防止アンケートを年間3回（学期毎）実施し、いじめの状況を把握します。

### (3) 児童アンケートを年3回実施し、一人一人の状況や学級・学年の状況を把握します。

### (4) いじめ防止アンケートをもとにして、該当児童の教育相談をその都度実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握します。

### (5) スクールカウンセラーとともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。必要に応じて、加害児童のケアも行います。

### (6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。

### (7) 早期発見に向けた取組

- ① いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるとともに、児童が発する小さなサインを見逃すことがないよう、日頃から児童理解に努めるとともに児童や

保護者との信頼関係の構築に努めます。

- ② 遊びやふざけあいと思われるような些細な行動にも目を向け、教職員間での情報共有を図り、いじめを見過ごさず、積極的に認知するよう努めます。
- ③ いじめについてのアンケートを実施した際は、実施した日にアンケート内容を確認するなど、児童からのいじめの訴えに迅速に対処します。
- ④ インターネット等への誹謗中傷などの書き込みといった潜在化するいじめの問題には、児童及び保護者から、積極的な情報が得られるよう日頃からの協力体制や信頼関係の構築に努めます。

#### (8) 初期対応での取組

- ① 児童本人やその友人、保護者などからいじめについての相談を受けた場合は、いじめを受けた児童の立場に立って、丁寧に聞き取りを行うとともに迅速に家庭とも連携しながら、必要な措置を講じます。
- ② いじめを行った児童にいじめの認識がない等、いじめを受けた児童との間で見解が違う場合は、複数の教職員での聞き取りを基本とし、周りにいた児童からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努めます。
- ③ 教職員は、いじめの相談は、勇気をもって行われたものと認識し、相談内容については、守秘義務を心得、個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行います。

#### (9) 児童への指導や支援

- ① いじめを受けた児童やいじめを知らせたり、止めたりした児童を全教職員が一体となって守り通します。
- ② いじめたとされる児童に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得ながら、当該児童の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行います。
- ③ いじめの問題の背景には、児童が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努めます。

#### (10) 組織的な対応（学校いじめ防止対策連絡会議）

- ① いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行います。
- ② いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨みます。  
情報の把握 → 管理職等への報告 → 初期対応の確認 → 事実関係の把握 → 対応方針の決定及び保護者への連絡 → 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践
- ③ いじめの問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図ります。

- ④ いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や児童の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。

(11) 学校でのいじめの相談

スクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実を図ります。また、学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整えます。さらに、児童の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行い、いつでも誰でもが、いじめの相談を行うことができる体制を整えるとともに機能させます。

### 3 学校と市教育委員会等との連携協力

(1) 学校と市教育委員会及び福祉部局との連携

鈴鹿市では、子ども政策部に教育・医療・福祉が一体となって家庭支援や様々な相談を担う子ども家庭支援課が設置されています。

いじめの問題は、その背景や要因が複雑に絡み合っていることが多く、教育の分野だけで対処するのではなく、子ども政策部との連携を生かした対策を講じることが効果的なことから、定期的な情報共有や事例検討、対策会議などを実施し、よりきめ細かないじめへの対策に努めます。

(2) 研修の実施

教職員のいじめの問題への認識を深め、人権感覚を高めるとともに、インターネットや携帯電話などを活用したネットトラブルなど、新たないじめの問題への課題に対応することができるよう校内研修を行います。

(3) 共生社会の実現に向けた方策

日本国籍の児童と外国籍の児童が共に学び、生活する多文化共生の視点や障がいのある児童と共に学ぶインクルーシブな教育の視点を持ち、児童の言語、文化、風習、生活習慣等、様々な違いによって生じる外国人児童や障がいのある児童へのいじめの未然防止等の対策も重要と考えます。そこで、学校生活では、児童の相互交流の機会を積極的に設けるとともに多文化共生教育や特別支援教育を推進し、児童相互の理解の深化や仲間づくり等の取組を進め、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組みます。

(4) 取組の評価・点検及び学校運営改善の実施

市の基本方針で定められた対策等の取組状況等については、定期的開催する鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会に報告するとともに、毎年度教育委員会による教育委員会活動の点検・評価でも検証し、その取組状況については、公表するものとします。

学校では、学校経営の改革方針などに、いじめの問題への対策等を盛り込むと

ともに学校運営協議会による学校関係者評価を行い、毎年度、取組状況についての評価・点検結果を公表します。

また、教職員が子どもと十分に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校組織マネジメントの整備や校内体制の見直しを図るなど、学校運営の改善に努めます。

#### **4 学校関係者及び各種団体との連携**

- (1) P T A及び学校運営協議会と共通理解を図り、連携・協働します。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、中学校と連携し、情報共有を行います。
- (3) パトロール隊（安全安心ボランティア）、主任児童委員、民生児童委員、自治会、市民センター等と連携します。
- (4) 保護者アンケート、児童アンケート及び学校自己評価、学校関係者評価において、いじめ防止に係る検証を行います。

#### **5 保護者との連携について**

- (1) 保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解を図り、学校と協力していじめをしない、させないしつけをお願いします。
- (2) 教育基本法第10条にあるように、保護者は、この教育についての第一義的責任を有していることから、基本的生活習慣を身につけさせるとともに、自立心と自尊心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることを促します。
- (3) どの児童もいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを認識し、いじめに加担しないよう指導します。また、日頃から悩み等があった場合は、周囲の大人に相談するように助言します。
- (4) いじめを防止するために、学校や児童を見守っている保護者やパトロール隊、学校運営協会委員等、様々な大人との情報交換に努めるとともに、根絶をめざし互いに連携して取り組みます。
- (5) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報します。

#### **6 児童の役割について**

- (1) 一人ひとりが楽しい学校生活を送るために、何事にも一生懸命取り組むとともに、人に対して思いやりの心を持ち、いじめのない学校づくりに取り組みます。
- (2) 自分の周りにあるいじめに気づくとともに、いじめられている子に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりします。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

### 2 重大事態発生時の対処

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するものとします。

### 3 重大事態の調査

学校は、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。

(1) 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が調査主体となる場合は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会が調査を行います。

また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会に参加します。

(2) 学校が調査の主体となる場合

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策連絡会議の調査を行うための組織の母体とします。

また、調査に当たっては、必要に応じて、市教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとします。

なお、ここで行う調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、学校または市教育委員会は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会や学校いじめ防止対策連絡会議等に対して積極的に資料を提供します。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、

誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、児童が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が市教育委員会又は学校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

なお、いじめられた児童の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

③ 児童の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととします。

#### 4 調査結果の提供及び報告

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたって、学校又は市教育委員会は、他の児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供します。

市教育委員会は、調査結果について市長に報告するとともにいじめを受けた児童

又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、必要に応じて市長への調査結果の報告に添えるものとします。

## 〇おわりに

市の基本方針及び学校基本方針に基づき、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であり、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童はもちろんのこと教職員にも徹底し、基本理念に基づいたいじめの防止等の対策を保護者や地域住民とともに着実に推進していきます。

学校基本方針に基づくいじめの防止等への対策が総合的かつ効果的に行われているかについては、対策等の実施状況や児童を取り巻く社会環境の変化及びニーズなどに対応した実効性の高い取組としていくため、必要に応じて学校基本方針の見直しを行い、いじめのない、誰もが安心して学ぶことのできる教育環境づくりに積極的に取り組んでいきます。